

昭和二十五年二月六日提出
質問 第三二二号

農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月六日

提出者 竹村奈良一

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

農業協同組合に対する食糧代配手数料に関する質問主意書

一 食糧配給公団は、従来の直営配給所の一部を代位配給所に切り替え、その代位配給所の手数料を、農村地区で一俵当り七十五円乃至六十円支給している。

しかるに農業協同組合代位配給所は、右の農村地区における新代位配給所と何ら差違なきにかかわらず、農業協同組合代位配給所に対しては、一俵当り四十五円の手数料しか支拂われておらないのであるが、これはいかなる理由によるか。

二 こうした農業協同組合に対する公団の差別的取扱による不利益を與えていることは、農民解放に関する連合国総司令部覚書のうちに明示された「加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段」の項と、極東委員会の農民組織十六原則の七項「農業協同組合はそれ自体の農業活動及び組合員のためにする、一切の経済的活動を行うにあたり、如何なる不利な差別的課税その他の差別的制限をも加えられないべきではない」に反すると思うが、政府の見解如何。

三 従つて政府は、公団に対し差別的手数料の支拂を改め、公団代配所と同等の手数料を協同組合代配所に支拂わしめるよう、適当な措置を講ずべきであると思うが、これをなす意思があるか。

四 その意思があるとなれば実施の時期如何。

五 従来の差別的手数料の差額を遡及して支拂わしめる意思があるか。

右質問する。